

# 研究環境向上のための 若手研究者雇用支援事業 登録申請について

独立行政法人 日本学術振興会  
人材育成事業部 研究者養成課

令和6年2月

# 目次

I.	背景・目的等	2
II.	事業概要及びフェローシップ型との変更点	4
III.	募集・支援の対象及び登録（交付）要件	8
IV.	若手研究者雇用支援金	13
V.	科研費 特別研究員奨励費（雇用PD等）	16
VI.	運用上の留意点	17
VII.	手続・スケジュール	20

# 背景・目的等

- 日本学術振興会（JSPS）では、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者を育成するため、優れた若手研究者に、その研究生活の初期において、自由な発想のもとに主体的に研究課題・研究の場等を選びながら研究に専念する機会を与える「特別研究員事業」（次頁参照）を実施しています。
- 本事業は全国レベルでの選抜により「優れた研究者の登竜門」ともいべき制度として研究者コミュニティに定着し、我が国の若手研究者育成の中核的な役割を担っています。
- 一方、博士の学位を取得し、自立的な研究者として研究を遂行する特別研究員－PD、RPD、CPD（以下「PD等」という。）については、受入研究機関としての研究の場はあるものの、雇用関係がないことから、不安定な身分の解消や、受入研究機関での適切な研究環境、処遇・取扱いの改善等に係る課題がしばしば指摘されてきました。
- PD等は、我が国において優秀なポストドクターとして認知されているところですが、こうしたPD等がより安心して研究に専念できる環境を確保することは、PD等の研究活動の充実にとって極めて重要であるとともに、我が国の研究力の向上にも大きく資することとなります。



- こうしたことを踏まえ、PD等の身分を受入研究機関に位置付けるとともに、当該研究機関の責任においてPD等の育成と研究環境の向上を図るため、特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を対象に、「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」（以下「雇用支援事業」という。）を令和5（2023）年度より実施しています。

# 日本学術振興会特別研究員事業の概要

大学院博士課程在学者及び博士の学位取得者で優れた研究能力を有し、大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員」に採用（※1）し支援を実施。

採用区分	対象等	採用開始日	採用期間	研究奨励金 (月額) 令和6年度 予定額	科研費 特別研究員奨励費 (※2)
PD	<ul style="list-style-type: none"> <li>博士の学位取得者</li> <li>博士の学位を取得後5年未満の者</li> <li>博士課程在学当時の所属研究機関以外を採用中の受入研究機関とする者</li> </ul>	4月1日	3年間	36.2万円	450万円以下 (B区分かつ研究期間3年の場合)
RPD	<ul style="list-style-type: none"> <li>博士の学位取得者</li> <li>出産・育児のため3ヶ月以上研究活動を中断した者</li> <li>性別は問わない</li> </ul>	4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれかを選択可能			
CPD	<ul style="list-style-type: none"> <li>博士の学位取得者</li> <li>PDの新規採用者</li> <li>海外の研究機関で長期間（3年間以上）研究に専念すること</li> </ul>	PD採用初年度の10月1日	5年間 (PDとして採用されている期間を含む)	44.6万円 (このほか、往復国際航空券を支給)	1500万円以下 (研究期間5年の場合)

※1 特別研究員の採用や申請等の詳細については、各採用年度分の「[特別研究員及び海外特別研究員募集等に関する説明資料](#)」等をご確認ください。なお、雇用支援事業により受入研究機関に雇用されるPD等であっても、特別研究員としての申請・選考方法は、従来のフェローシップ型PD等と変わりません。受入研究機関が雇用制度導入機関であるか否かが審査に影響することはありません。

※2 雇用支援事業により受入研究機関に雇用される場合は、科研費 特別研究員奨励費（雇用PD等）を交付します。

# 雇用支援事業の概要

- 特別研究員制度の趣旨に賛同しPD等を雇用して積極的に優秀な若手研究者の確保・育成に取り組むことを希望する研究機関を公募し、所定の要件を満たす機関を「特別研究員－PD等の雇用制度導入機関」（以下「雇用制度導入機関」という。）に登録。
- 雇用制度導入機関のうちPD等を雇用する受入研究機関に対し、雇用するPD等の人数に応じて、雇用に係る経費「若手研究者雇用支援金」（以下「雇用支援金」という。）をJSPSから交付。
- PD等が主体的な研究を遂行する上で必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費は、特別な研究支援経費として「科研費 特別研究員奨励費（雇用PD等）」においても併せて支援。

## PD等 若手研究者

### <従来からのメリット>

- 自由な発想のもとに**主体的に研究を遂行**
- **研究費の確保**：総額450万円以下\*

※特別研究員-PDの場合の科研費 特別研究員奨励費  
(B区分かつ研究期間3年の場合)



### <機関雇用による新たなメリット>

- **研究専念環境の更なる向上**
- 特別研究員-PD等の資格を持ったまま**安定した身分**を確保
- **社会保障の充実** 等

## 大学等研究機関

- 優秀な若手研究者の「受入」から「雇用」による、更なる**研究現場の活性化**
- 機関の責任と方針の下で**優秀な若手研究者の確保・育成**が可能

### 受入研究機関で雇用するための経費をセットでサポート

雇用するPD 1人あたり

基本給充相当として

若手研究者雇用支援金  
(特別研究員事業における研究奨励金相当額)

**362,000** 円/月

受入研究機関への追加支援として

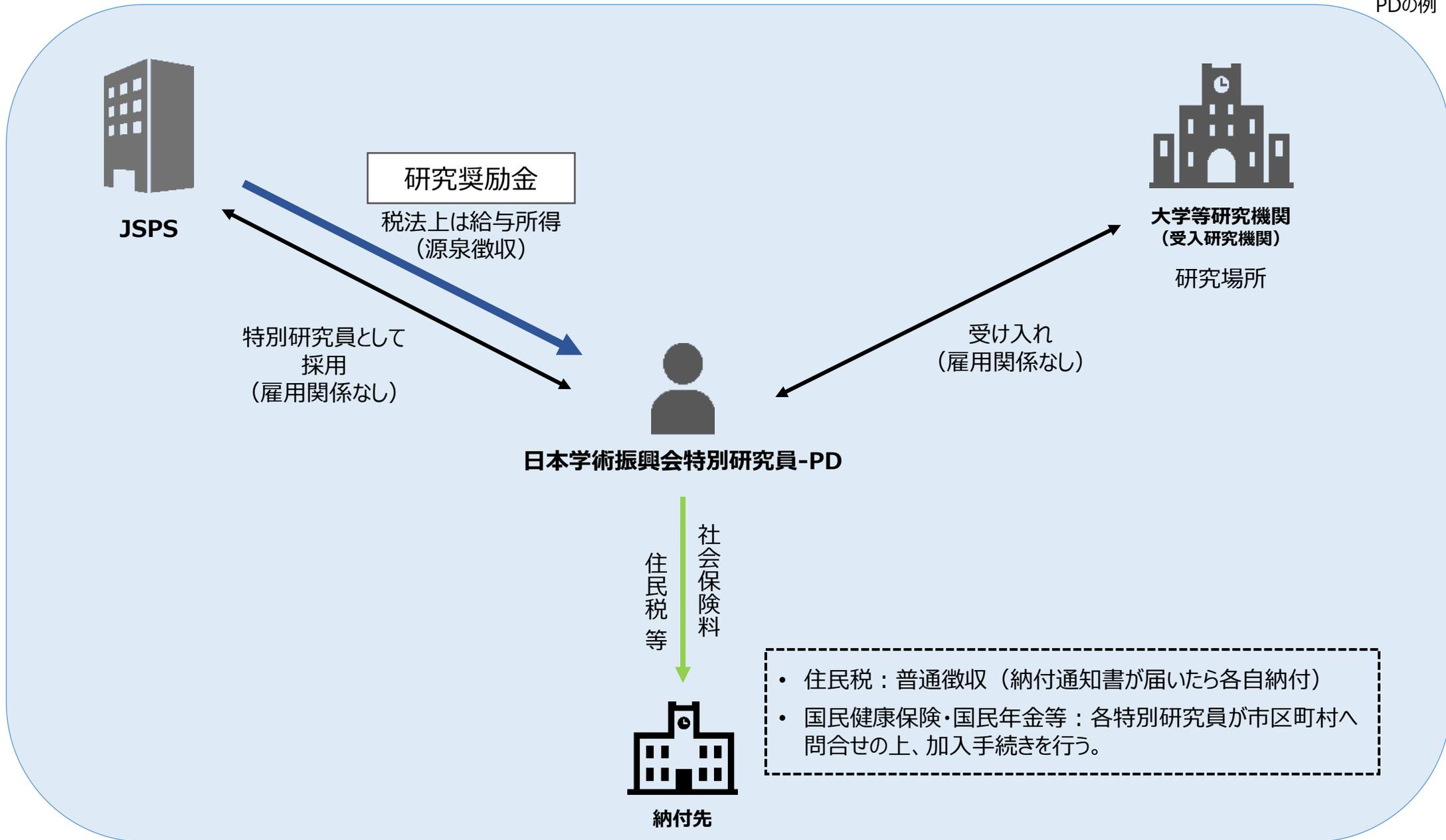
科学研究費助成事業  
特別研究員奨励費(雇用PD等)

**100万** 円/年  
+間接経費30%

令和6年度予定額

# 資金の流れ：フェローシップ型のスキーム

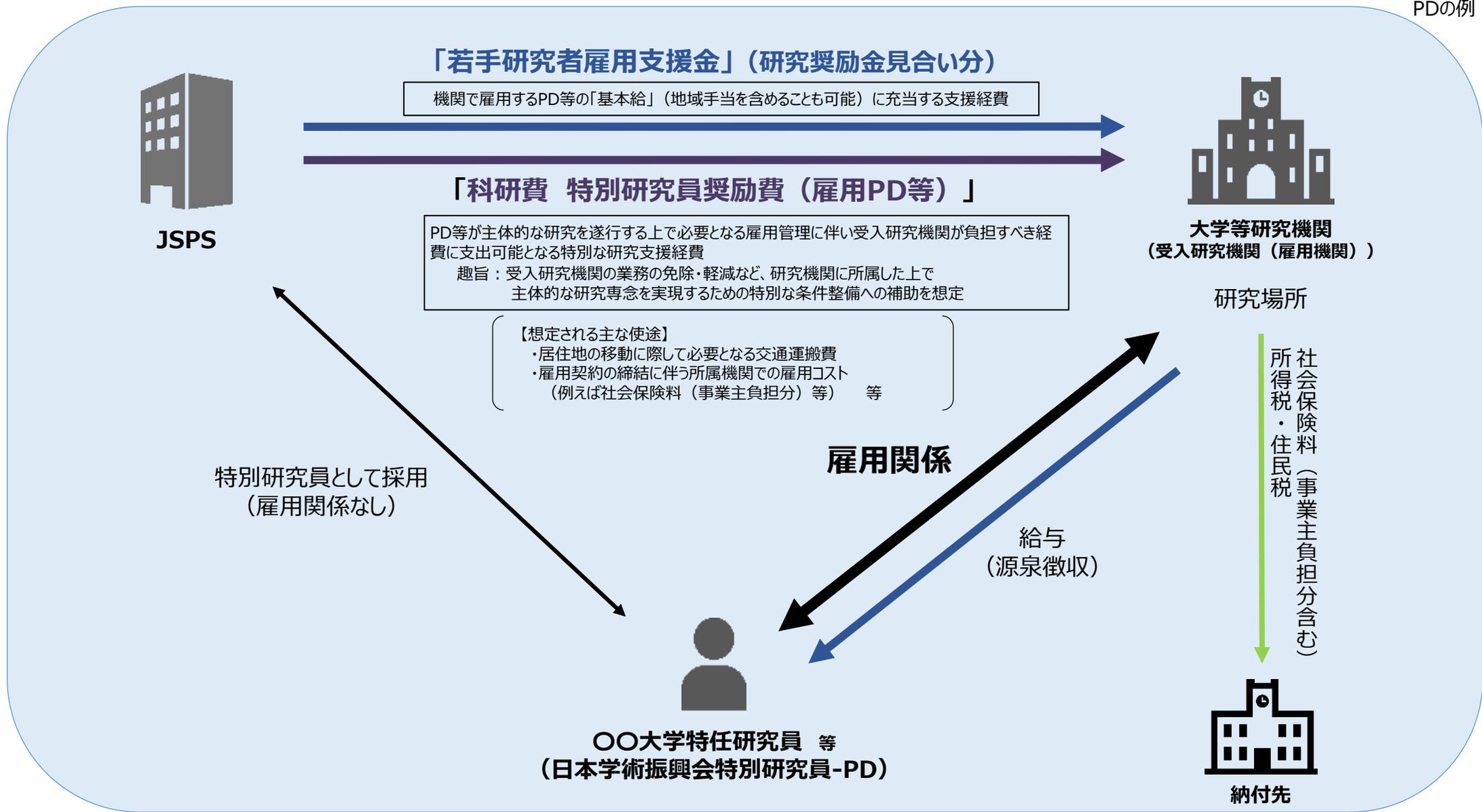
PDの例



※上記のほか、PD等には、特別研究員の研究費である科研費 特別研究員奨励費（450万円以下（PD：B区分かつ研究期間3年の場合）+間接経費30%）が交付される。

# 資金の流れ：雇用制度導入後のスキーム

PDの例



※科研費 特別研究員奨励費について

PD等には従来のPD等に係る研究費である科研費 特別研究員奨励費(450万円以下(PD:B区分かつ研究期間3年の場合)+間接経費30%)が交付される。



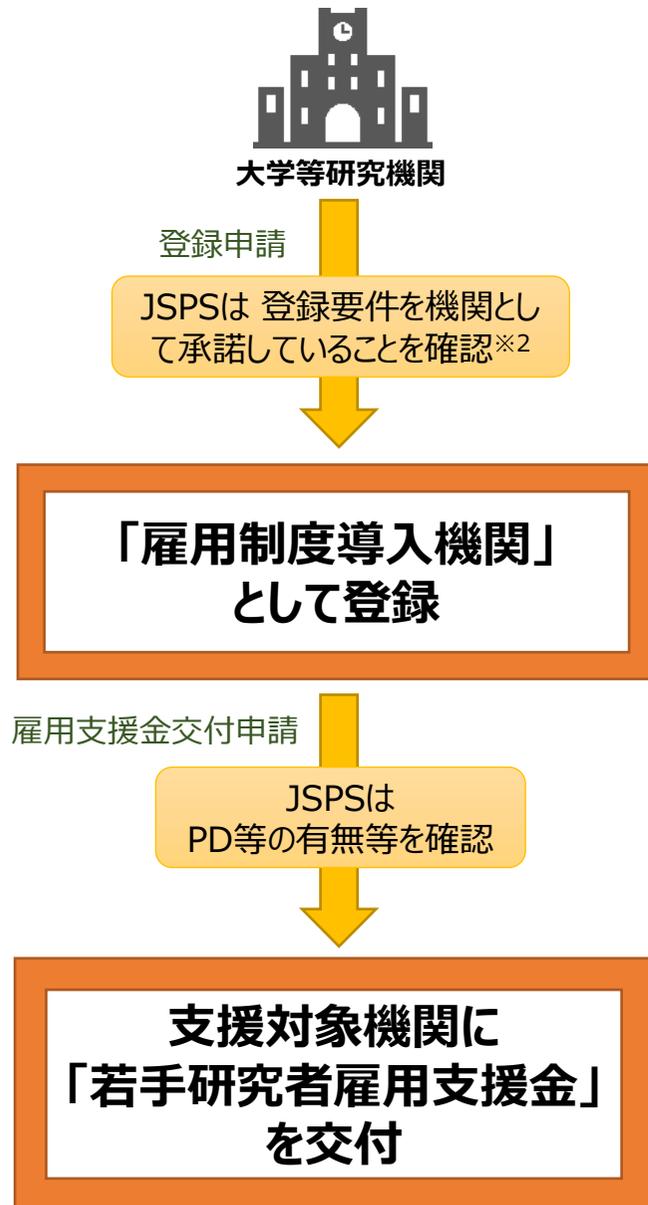
# 「フェローシップ型PD等」と「受入研究機関に雇用されるPD等」の主な違い

		PD等 (フェローシップ型)	受入研究機関に雇用されるPD等
身分		日本学術振興会 特別研究員-PD,RPD,CPD (日本学術振興会、受入研究機関と PD等に雇用関係なし)	<u>受入研究機関の職員</u> (日本学術振興会特別研究員-PD,RPD,CPD) (受入研究機関とPD等に雇用関係あり)
給与等		「研究奨励金」として 日本学術振興会から支給	「給与」として受入研究機関から支給 (受入研究機関には日本学術振興会から「若手研究者雇用支援金」を交付)
各種手当等			機関・個人の状況により、 通勤手当、超過勤務手当等が支給
社会 保 険	公的年金	国民年金 (第1号被保険者)	<u>厚生年金</u> (第2号被保険者)
	健康保険	国民健康保険	健康保険組合・共済組合等による 健康保険
	雇用保険		<u>適用有り</u>
	労災保険等	傷害保険に加入 (保険料は日本学術振興会が全額負担)	<u>適用有り</u> (労災保険料は受入研究機関が全額負担)
税 金	所得税	日本学術振興会が源泉徴収	受入研究機関が源泉徴収
	住民税	各自で納付	給与から天引き

# 募集・支援の対象機関

## ●「雇用制度導入機関」への登録申請に係る募集対象

PD等の受入研究機関としての資格を有する我が国の大学等研究機関※1



- JSPSは、**ウェブサイト**に「雇用制度導入機関一覧」を掲載

※一度雇用制度導入機関として登録された研究機関は、原則として以降は取下げできません。

- JSPSは、雇用制度導入機関のうち、実際にPD等を雇用する受入研究機関（以下「支援対象機関」という。）に対し、**雇用するPD等の人数に応じて「若手研究者雇用支援金」（研究奨励金見合い分）を交付**

※雇用制度導入機関に登録となっても、実際に雇用するPD等の該当がない場合は、雇用支援金の交付の対象となりません。（この場合、雇用制度導入機関としての登録のみとなります。）

- 研究機関での雇用コストの一部は「**科研費 特別研究員奨励費（雇用PD等）**」からも支出可能

※1：PD等の受入研究機関として申請可能な科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている以下の研究機関

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

※2：登録要件は 9-12頁参照

# 登録の要件（雇用支援金の交付要件） ①②

① 雇用制度導入機関は、PD等の雇用にあたり、**特別研究員の研究計画の遂行に支障が生じないようにし、雇用するPD等の主体的な研究の遂行を確保**すること。

- 特別研究員制度は、優れた若手研究者に自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与えることを制度の趣旨としており、特別研究員採用者はその研究遂行に支障が生じないよう「研究専念義務」を有しています。
- こうした特別研究員制度の趣旨を確保するため、雇用支援事業においても、登録要件（雇用支援金の交付要件）としています。

② 雇用制度導入機関において雇用するPD等に対して**月ごとに支給する基本給の設定額は、JSPSが当該年度の特別研究員に対し採用区分に応じてそれぞれ支給する研究奨励金の月額を下限**とすること。

- 雇用支援事業では、PD等の雇用により、不安定な身分の解消や、受入研究機関での適切な研究環境、処遇・取扱いの改善等を図ることとしています。
- こうしたことから、雇用制度導入機関で雇用するPD等に対して月ごとに支給する基本給の設定額については、採用区分に応じてそれぞれ支給している研究奨励金の月額を下回らないよう、登録要件（雇用支援金の交付要件）としています。

# 登録の要件（雇用支援金の交付要件） ③④

## ③ 雇用制度導入機関は、PD等を**常勤職相当として雇用**すること。

- 常勤職相当とは、パート、アルバイト、非常勤講師のような位置づけではなく、フルタイムで雇用され、かつ社会保険、各種手当、その他福利厚生などが受けられる身分を持つ者を意図しています。

※「常勤職相当」について当会で明確に定義するものではありませんが、2頁に記載している本事業の背景・目的を踏まえた上で、社会保険、各種手当、その他福利厚生などについて、フルタイムなどいわゆる常勤職相当の取扱いとなることが求められます。また、特別研究員には「研究専念義務」があり、特別研究員の研究計画の遂行に支障が生じないようにしていただく必要があります。

- 各雇用制度導入機関における職名の指定はありません。

→ただし、機関独自の職名とともに日本学術振興会特別研究員-PD等であることを併記して管理し、当該者が日本学術振興会特別研究員であることが分かるようにしてください。なお、本人にも、対外的に自身の身分を示す際は日本学術振興会特別研究員であることを併記するよう伝えています。（例：「〇〇大学特任研究員（日本学術振興会特別研究員-PD）」など）

## ④ 雇用制度導入機関は、**特別研究員としての当初の採用期間**（PD・RPD:3年間、CPD:PDとしての採用期間を含む5年間）**を雇用期間の下限とすることを前提**としてPD等を雇用すること。ただし、雇用開始前に特別研究員として採用された期間がある場合は、当該期間を除く。

- 例えばPDの場合、雇用契約を3年間とするのではなく1年ごとの契約とし、1年経過ごとに更新を行うことも可能ですが、1年ごとの契約の場合でも3年間（雇用開始前にフェローシップ型の特別研究員として採用され、研究奨励金の支給を受けた期間がある場合は、当該期間を除く。）は雇用することを前提としてください。

## 登録の要件（雇用支援金の交付要件） ⑤⑥

⑤ 雇用制度導入機関は、雇用制度導入機関としての**登録後**は、当該機関を受入研究機関として**新たにPD等に採用される者について、全て雇用**すること。

- 研究機関内でのPD等の取扱いの不統一を避けるため、雇用制度導入機関として登録された年度以降の新規採用のPD等については、原則全員雇用していただきます。  
※PD等本人が雇用を希望しない場合は、経過措置として、雇用制度導入機関において雇用しないことも可能です。（本経過措置は、令和7（2025）年度の新規採用のPD等までの適用となる予定です。）
- 登録年度以前の年度にPD等に採用された者（継続採用者）については、研究機関において機関内の状況を勘案のうえ雇用することも可能です。
- 本事業の制度趣旨から、一度雇用したPD等を同一機関内でフェローシップ型に変更することは想定しておりません。本事業は、自由に雇用かフェローシップかを選択する制度ではありません。

⑥ 雇用制度導入機関は、PD等の雇用にあたり、**機関内で必要な体制や規程の整備を行う**とともに、それらを関係者に適切に周知すること。

- 機関内で必要となる規程については、PD等の雇用にあたって適切なタイミングで整備してください。「雇用制度導入機関」への登録申請時に整備できていることは必須ではありません。

# 登録の要件（雇用支援金の交付要件） ⑦⑧

⑦ 雇用制度導入機関は、特別研究員制度が我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の育成を目的として主体的な研究を推進していることを踏まえ、**雇用するPD等の育成方針を作成・公表し、積極的に当該育成の取組を実施**すること。また、その方針及び取組の内容を**JSPSに報告**すること。

- 我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の育成にあたっては、国、JSPSに加え、研究現場である受入研究機関の果たす役割は極めて重要です。また、我が国の今後の研究力向上のためには、ダイバーシティの確保、特に女性研究者が活躍できる環境の整備が極めて重要です。
- このため、特別研究員制度が採用者の主体的な研究を推進していることにもご留意いただくとともに、各研究機関の責任においてPD等の育成と研究環境の向上を図っていただくべく、雇用するPD等の研究環境の確保・充実、能力開発支援、更には女性研究者の活躍推進等に関し、機関の育成方針や予定する取組等を記入していただくこととしています。  
(研究機関における取組例)

- 近隣大学を含む多様な研究者との交流機会の提供
- 大学における教育指導能力の育成機会の提供
- 海外研さん機会の提供 等

⑧ 雇用制度導入機関は、PD等の雇用にあたり、本事業における募集要項のほか、最新の実施要項、取扱要領、事務処理説明書及び諸手続の手引を遵守すること。

# 若手研究者雇用支援金

## ■ 雇用支援金の性質

雇用支援金はJSPSの運営費交付金から交付。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象とならない。また、雇用支援金の交付は、消費税法上の不課税（課税対象外）取引に該当。

## ■ 支援対象機関

「雇用制度導入機関」のうち、PD等を雇用する受入研究機関

## ■ 雇用支援金の交付額の算定対象となる研究者

「雇用制度導入機関」に雇用されるPD等※（以下「雇用PD等」という。）

※特別研究員-DCとして申請後、博士の学位を取得し、PDに資格を変更した者は本事業の対象外

### ● 令和6（2024）年度に「雇用制度導入機関」として登録された場合

- ・ 新規採用者：令和6（2024）年度以降に採用となるPD等  
（時限的措置※として、自ら雇用を希望しない場合は、雇用しないことも可能）
- ・ 継続採用者：令和5（2023）年度までにPD等に採用され、令和6（2024）年4月以降も引き続きPD等である者（研究機関において機関内の状況を勘案のうえ雇用することも可能）

※時限的措置は令和7（2025）年度新規採用分のPD等までの適用とする予定

# 雇用支援金の概要

JSPSは、受入研究機関がPD等を雇用する期間を対象に、フェローシップ型PD等に支給する**研究奨励金の見合い額**を「若手研究者雇用支援金」として交付。

- ① 令和6（2024）年度予定額：

PD・RPD	1人につき月額36.2万円
CPD	1人につき月額44.6万円
  
- ② 雇用支援金は、支援対象機関が**雇用 PD 等に対して月ごとに支払う基本給**に使用可能。なお、雇用PD等に別途地域手当を支給する場合は当該手当にも使用可能。
  - 地域手当以外の各種手当には充当不可。
  - 年俸制等の適用により、あらかじめ賞与相当分を含めて年俸額が決定されている場合には、当該賞与相当分に対しても雇用支援金を充当可能。
  - 基本給の設定額（登録要件②）は、天引き後の金額（手取り額）ではないため、社会保険料（健康保険料、厚生年金保険料、雇用保険料を含む）の本人負担分、所得税、住民税を控除可能。
  - 支援対象機関においてPD等の雇用に伴い必要となる経費（各種手当等を含む）が雇用支援金の額を超える場合、その超える部分について、支援対象機関における自己資金又は他の資金から支出可能。
  - 休業・休職の取得や、時短勤務、月半ばでの給与の日割り計算が生じた場合など、特別の理由により研究機関において雇用するPD等の基本給について減額調整を行う場合（①の金額を下回る場合）→当該減額調整後の実際の支給額が、雇用支援金の交付額となる。

# 雇用PD等 1人あたりの雇用支援金

## ● 1人あたりの支援額の上限

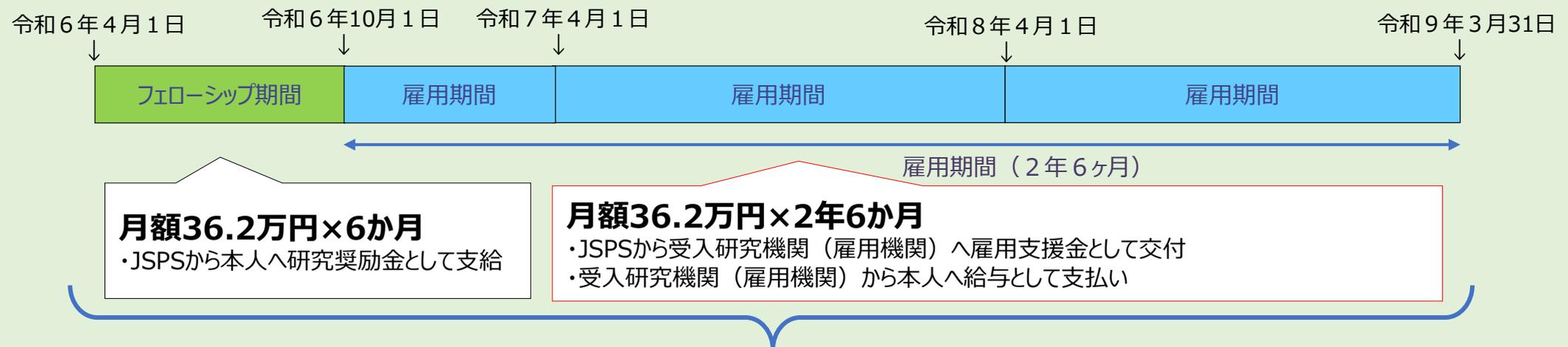
JSPSは、PD等 1人につき、特別研究員の当初の採用期間（PD・RPD:3年間、CPD:5年間（PD採用期間を含む））に係る研究奨励金の合計額を上限に、「研究奨励金」または「雇用支援金」を支援。

PD・RPD 1人あたりの支援額の上限 : 1303.2万円 (=月額36.2万円×3年)

CPD 1人あたりの支援額の上限 : 2625.6万円 (=月額36.2万円×6ヶ月+月額44.6万円×4年6ヶ月)

注) フェローシップ期間がある場合は当該期間の研究奨励金の額と雇用支援金の額を合わせた額となる

### <例：令和6（2024）年4月1日採用開始のPDを令和6（2024）年10月1日から雇用する場合>



「研究奨励金」と「雇用支援金」を合わせて **総額1303.2万円** (月額36.2万円×3年)

- ◆ 上記の場合（令和6年10月1日時点）の「雇用支援金の総額の上限」は、1086万円（月額36.2万円×2.5年）
- ◆ 特別研究員としての採用中断・延長があっても「1人あたりの支援額の上限」は変動しない。（中断・延長については17-18頁参照）

※上記は全期間にわたり研究奨励金の額が令和6（2024）年度予定額と同等になる場合で算出。

研究奨励金の額は各年度の予算の状況により変更となる場合があり、これに伴い雇用支援金の額も変更となる場合がある。

# 科研費 特別研究員奨励費（雇用PD等）

## ■ 特別研究員奨励費（雇用PD等）とは

- ・ 特別研究員奨励費のうち雇用PD等が交付の対象となる経費
- ・ PD等の雇用において、研究インテグリティの確保や安全保障貿易管理、不正行為防止に関する受入研究機関の適切な管理下で、特別研究員の研究遂行上不可欠な要素である「主体的に研究に専念できる」環境を確保するため必要となる雇用管理に伴い受入研究機関が負担すべき経費等として使用が可能な経費（以下「学術条件整備」という。）

## ■ 支援内容

雇用PD等 1人あたりの交付額： 年間 100万円（令和6（2024）年度予定額）  
別途、間接経費 30%を交付。

## ■ 学術条件整備の対象となる経費

実際にどのような経費に支出を可能とするかについては受入研究機関（雇用機関）において判断してください。※**PD等の判断で使用することはできません。**

- 例）
- ・ 居住地の移動に際して必要となる交通運搬費
  - ・ 雇用契約の締結に伴う所属機関での雇用経費
  - ・ スペースチャージを含む環境整備コスト
  - ・ 機関内での業務軽減のための代替措置
  - ・ 人件費（研究代表者の人件費として使用することも妨げない）

詳細は、科学研究費助成事業 特別研究員奨励費ウェブサイトをご覧ください。

[https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20\\_tokushourei/](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/)

※従来からのPD等に係る「科研費 特別研究員奨励費」はこれまで同様に支援を行います。

# 特別研究員の採用の中断及び延長

## ■ 雇用PD等に係る特別研究員の採用の中断及び延長制度

- 雇用PD等が受入研究機関（雇用機関）において、本人・配偶者等の出産、育児、家族の介護及び本人の傷病を理由とする休業又は休職等（以下「休業等」という。）を取得した場合は、**特別研究員としての採用を中断できます。当該中断が承認された日数を上限として、特別研究員としての採用期間の延長申請をすることが可能です。**

※**「延長期間に係る受入研究機関」の受入承諾が必要。**

- **休業等期間中に、研究機関が雇用PD等に対し給与の支払いを行った場合は、当該支払額に応じて JSPSは研究機関に「若手研究者雇用支援金」を交付します。**
- JSPSは、**「1人あたりの支援額の上限」の範囲に残額がある場合は、当該残額の範囲内で上記の休業等に伴う特別研究員の採用延長期間においても、PD等への支援を継続します。**

※したがって、特別研究員の採用の中断に伴い採用期間の延長手続を行うにあたっては、**「1人あたりの支援額の上限」の残額を確認いただくなど、ご留意ください。**

# 特別研究員の採用の中断及び延長

【1人あたりの支援額の上限（PDの場合）】  
「月額36.2万円×12ヶ月×3年」の範囲内  
※研究奨励金月額を令和6（2024）年度予定額により算出した例

特別研究員の採用延長には、「延長期間に係る受入研究機関」の受入承諾が必要

## （例1）休業等の取得期間中に給与（基本給）の支払が無い場合

①フェロシップ期間    ②就業    ③休業等の取得  
(特研の採用中断※)    ④就業    ⑤延長期間

PD等（本人）に「研究奨励金」を支給

給与の支払が無い場合、「雇用支援金」の交付無し

PD等の「1人あたりの支援額の上限」から①②④の期間に支援した「研究奨励金」及び「雇用支援金」の合計額を除いた額の支援が可能

## （例2）休業等の取得期間中に給与（基本給）の一部支払がある場合

①フェロシップ期間    ②就業    ③休業等の取得  
(特研の採用中断※)    ④就業    ⑤延長期間

PD等（本人）に「研究奨励金」を支給

**給与（基本給）の実支給額に応じて、同額の雇用支援金を交付**

PD等の「1人あたりの支援額の上限」から①②③④の期間に支援した「研究奨励金」及び「雇用支援金」の合計額を除いた額の支援が可能

※休業等の取得期間であっても特別研究員としての採用中断を行わない場合、「研究専念義務」が生じます。

# 遵守事項および諸手続の手引について

- 雇用PD等は、**適用される手引が従来のフェローシップ型の手引と異なります。**  
手続にあたっては、「日本学術振興会特別研究員（研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業）遵守事項および諸手続の手引」を確認してください。これまでフェローシップ型において、PD等本人が作成していた様式等は、**受入研究機関（雇用機関）より提出するものがほとんどとなる**ため、当該手引を必ず確認の上、ご対応ください。また、本事業「FAQ」においても、補足・解説をしていますので、併せてご確認ください。  
※雇用制度導入機関であっても、フェローシップ型で受け入れるPD等については、従来の手引が適用されますのでご注意ください。
- 雇用PD等とフェローシップ型PD等については、**遵守事項及び必要な諸手続の取扱い等が一部異なる**ため、ご注意ください。

## （主な相違点の例）

- 報酬受給制限について
  - ・【雇用PD等】は、第一義的には受入研究機関（雇用機関）の職員であるため、当該機関の兼業規則等で認められる範囲で兼業を行うことができます。  
※その場合でも、特別研究員の研究計画の遂行に支障が生じないようにしてください。（特別研究員の「研究専念義務」、登録（交付）要件①）
  - ・一方、【フェローシップ型PD等】は、報酬受給にあたり職種制限はないものの、週20時間（月80時間）以上の労働はできません。
- 海外渡航制限について
  - ・【雇用PD等】は、第一義的には受入研究機関（雇用機関）の職員であるため、海外渡航の取扱いについては当該機関の取扱いに従うものとし、機関の規則等で認められる範囲内であれば、特別研究員制度における通算渡航期間の制限はありません。
  - ・一方、【フェローシップ型PD等】では、通算渡航期間に制限があります。

# 登録申請手続

## ■ 登録機関と登録年度

- ・登録申請は随時受け付けます。申請日によって雇用開始日が決定します。
- ・申請時にPD等の受入及び受入予定がない場合でも、登録申請可能です。
- ・登録申請時期に応じた雇用開始日の属する年度を登録年度とします。(表を参照)

登録申請受付期間	雇用開始日
7月1日～12月31日	翌年の4月1日
1月1日～6月30日	同年の10月1日

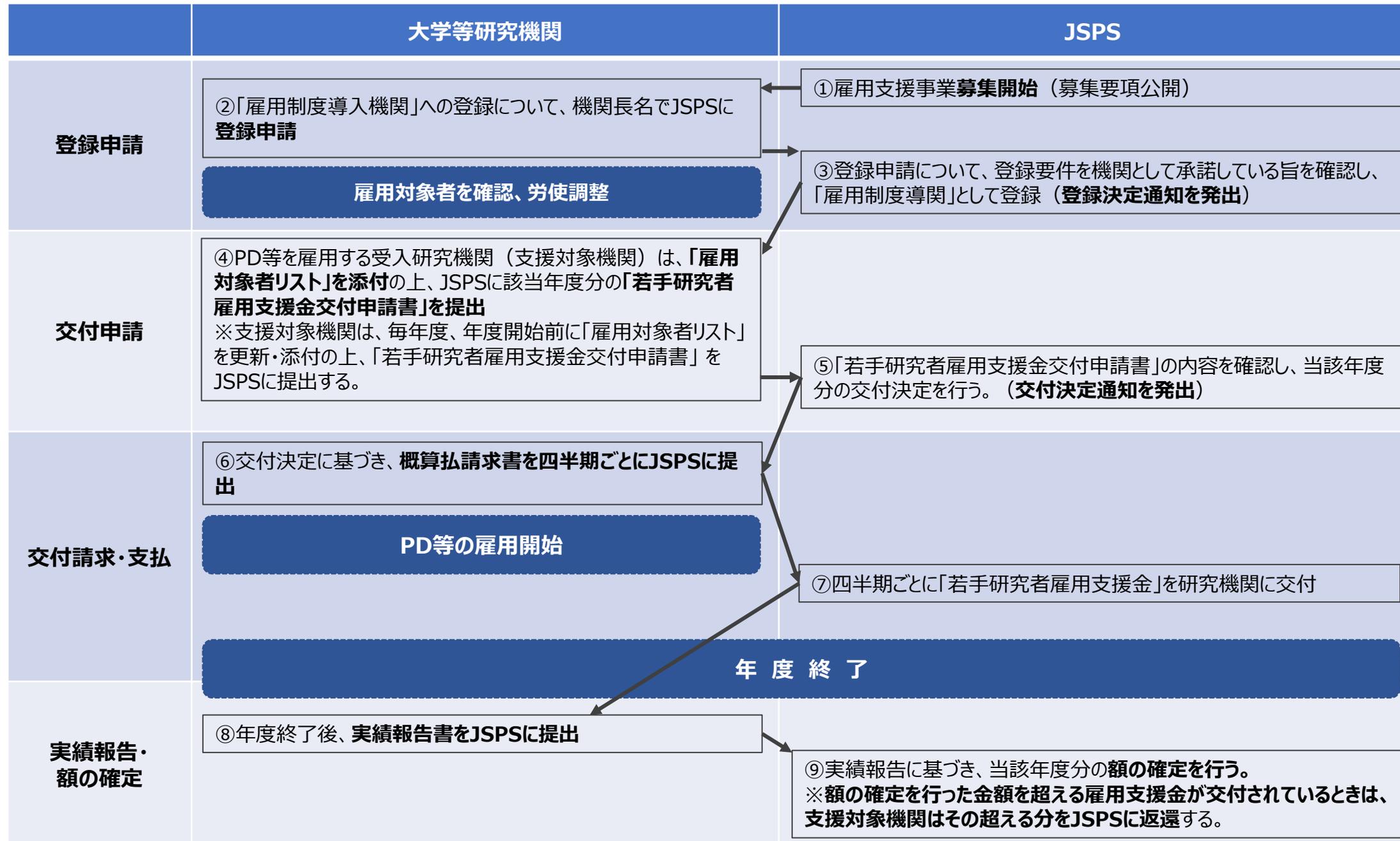
## ■ 申請に係る提出書類

- ① 登録申請書  
(『研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業に係る「特別研究員－PD等の雇用制度導入機関」への登録申請書』)
- ② 雇用制度導入機関に登録するための登録要件を機関として承諾する旨を証する書類  
(『「特別研究員－PD等の雇用制度導入機関」に係る登録要件について』)
- ③ 『研究機関で雇用する特別研究員－PD等の育成方針』

## ■ 登録申請方法

- ① 登録意思をメールにてお知らせください。
- ② JSPSより「[雇用支援事業電子申請システム](#)」のIDを発行し、お知らせします。
- ③ 「[雇用支援事業電子申請システム](#)」より申請書類を提出してください。※登録に審査はありません。

# 雇用制度導入機関への登録・雇用支援金の交付手続の流れ



# 特別研究員事業スケジュール（令和6年度採用分PDの場合）



時期	特別研究員事業
令和5年 2月	令和6年度採用分募集要項公開
6月	上旬：令和6年度採用分申請締切
9月	下旬：令和6年度採用分第1次選考結果開示
12月	下旬：令和6年度採用分第2次選考結果開示
令和6年 1月	中旬：令和6年度採用内定者の採用手続開始
2月	令和6年度採用分補欠繰上結果開示
4月	令和6年度採用者決定、支援開始

※スケジュールは予定を含む

# 雇用支援事業 事務処理スケジュール（令和6年度の場合）



時期		雇用支援事業（雇用支援金の交付）
令和6年	2月	末日：雇用対象者リスト締切日（4月雇用開始の場合）
	3月	末日：第1四半期請求書締切日
	4月	下旬頃：第1四半期送金
	6月	20日：第2四半期請求書締切日
	7月	下旬頃：第2四半期送金
	8月	末日：雇用対象者リスト締切日（10月雇用開始の場合）
	9月	20日：第3四半期請求書締切日
	10月	下旬頃：第3四半期送金
	12月	20日：第4四半期請求書締切日
令和7年	1月	下旬頃：第4四半期送金
	5月	30日：実績報告書及び収支簿締切日
	6月	雇用支援金の確定通知書

※受入研究機関変更による雇用開始は任意の月より可能（1日に限る）。

※雇用開始が決定した場合、速やかにJSPSに連絡すること。

※スケジュールは予定を含む

# お問い合わせ等

## □ 特別研究員に関するお問合せ先等

- 特別研究員担当

独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

- 特別研究員事業ウェブサイト <https://www.jsps.go.jp/j-pd/>

- (1) 雇用支援事業の募集に関すること（お急ぎの場合を除き、電子メールでお願いいたします。）  
※メール件名は『【〇〇〇〇(機関名)】タイトル（タイトルは問合せの概要）』してください。

- 雇用支援事業担当

電話 03-3263-4918 E-mail [pdkoyou@jsps.go.jp](mailto:pdkoyou@jsps.go.jp)

- 雇用支援事業ウェブサイト <https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd-koyou/>

- (2) 特別研究員募集・採用手続に関すること

電話 03-3263-5070 E-mail [yousei2@jsps.go.jp](mailto:yousei2@jsps.go.jp)

- (3) 特別研究員採用中・採用終了後に関すること

電話 03-3263-4998 E-mail [yousei3@jsps.go.jp](mailto:yousei3@jsps.go.jp)

## □ 科学研究費助成事業 特別研究員奨励費（雇用PD等を含む）に関するお問合せ先

独立行政法人日本学術振興会 研究事業部 研究助成第一課

電話 03-3263-1041,0980 E-mail [token-shourei@jsps.go.jp](mailto:token-shourei@jsps.go.jp)

- 科学研究費助成事業 特別研究員奨励費ホームページ [https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20\\_tokushourei/](https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/)

※ 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く。）の9:30～12:00及び13:00～17:00

（年末年始（12/29～1/3）、創立記念日（9/21）は休日とさせていただきます。）

※ PD等採用者（採用内定者含む）の本募集に係る質問は、受入研究機関経由にてお問合せください。